

<付属書>

アンケート調査および聞き取り調査の結果

目次

1. 調査項目および趣旨	1
(1) コロナショックからの立ち直りに資する税制	1
(2) 研究開発税制	1
(3) 国際課税制度	2
(4) 国土強靱化税制	2
2. 調査結果	3
(1) コロナショックからの立ち直りに資する税制	3
(2) 研究開発税制	4
(3) 国際課税制度	5
(4) 国土強靱化税制	7

1. 調査項目および趣旨

本会会員に対して税制に関する問題意識を問う調査を実施した。調査は、①税制全般に関するアンケートと、②調査の結果浮かび上がった重要項目を深掘りして尋ねる聞き取り調査の2段階で行った。

調査結果は、重要項目についてアンケート調査と聞き取り調査の両者を1つにまとめた。重要項目は、次の4点である。

- ・ コロナショックからの立ち直りに資する税制
- ・ 研究開発税制
- ・ 国際課税制度
- ・ 国土強靱化税制

(1) コロナショックからの立ち直りに資する税制

2019年末から現在もなお、猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、全世界に甚大なる悪影響を及ぼした。今も尚、決定的なワクチンや治療薬が見つからず、ヒト・モノの流れに制約があることで、事業活動が思うようにできない中、わが国の企業からは、早急に活路を見出し、業績を回復させ、ひいてはコロナショックを1つの契機とした上で、更に国際競争力を高めるためにも、国から更なる支援を望む声が最も多く聞かれている。

そこで、会員企業へ、コロナショックから立ち直りに資する施策について聞き取り調査を行った。

(2) 研究開発税制

本税制の適用範囲については、2017年度税制改正で従来からの製品、技術の開発に加えて、サービスの開発が加えられた。これは産業構造におけるサービス産業のウェイトが高まり、製造業内部のソフト化・サービス化・情報化の進展等を踏まえた適切な拡張であった。

しかしながら、わが国におけるイノベーションの創出という観点からは、アメリカや中国に大きく差をつけられている状況や、先進諸国において、研究開発がソフトウェア開発などの無形資産などへの投資にシフトしていることを踏まえ、本税制を、更に拡充していくことが重要である。加えて、コロナショックにより多くの企業の業績悪化が予想される中、研究開発を委縮させないことが今後のわが国の発展に重要であるとの声が多く聞かれた。

そこで、会員企業へ、本税制に対する評価や、今後の見直しの方向性について聞き

取り調査を行った。

（３）国際課税制度

多国籍企業等による国を跨いだ過度な節税行為に対する関心が高まる中、OECD は 2015 年 10 月に BEPS 対策に関する最終報告書を公表した。

わが国では、近年の税制改正において、BEPS 対応に関する改正、外国子会社合算税制の改正など相次いで改正がなされており、詳細なルール構築等に向けた検討が進んでいる。これらにより、グループ企業間の移転価格に関する情報の税務当局への提出等、わが国企業にも様々な影響が及ぶとみられる。

さらに企業活動のグローバル化が進む中、進出先の税務当局との課税トラブル等も増加している模様である。

そこで、国際的にビジネスを展開する会員企業へ、国際課税や BEPS 対応に関する課題等について聞き取り調査を行った。

（４）国土強靱化税制

現在、政府では、2014 年 6 月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」が 2018 年 12 月に見直され、官民の防災・減災対策を推進する重点プログラム等が推進されているところである。

また、2019 年度の税制改正では、初めて国土強靱化に資する税制として「中小企業の防災・減災投資を促進する税制」が創設された。

近年では、地震災害だけではなく、全国各地において風水害も頻発化、激甚化しており、被害を最小限に抑えるためには、国民の生業の場として経済や雇用を生み出している事業者による自然災害を念頭に置いた防災・減災対策が必須となる。

今後も、これらの諸施策が大きな効果を発揮するためには、企業による自主的な防災・減災対策の推進による国土強靱化への参画が不可欠であり、国は減税という形で企業の防災・減災投資を後押しすることが重要である。

そこで、会員企業に対して現状制度の評価や見直し内容について聞き取り調査を行った。

2. 調査結果

(1) コロナショックからの立ち直りに資する税制

アンケート調査および聞き取り調査を行った企業からは、コロナショックが影響として企業活動に何らかの悪影響を及ぼしていることがわかった。

また、現行の対策措置については、改善もしくは、更なる支援策を求める意見が一番多く聞かれた。

- ・ 経済活動が最優先であり、消費拡大または、一時的な税制優遇を積極的に行って頂きたい。
- ・ コロナショックにおける経済打撃は長期化するものと考え、今の緊急対策だけではなく、中長期的な対策を練る必要がある。特に国内サプライチェーンの再構築が重要であるが、老朽設備の更新投資には生産性向上を要件としており、更なる促進を図るべき。
- ・ コロナショックに対応する新税制や既存税制の大幅な条件緩和を検討すべき。
- ・ 各方面からのコロナ特別措置は一定の評価を得たと感じるが、書類提出の簡素化等、依然として複雑で分かりにくく、スピード感を持って講じて欲しい。
- ・ コロナショックからの立ち直りに資する施策は、業種・規模によって回復の進捗が異なるため細やかな支援策を要望する。
- ・ 基本的に中堅企業に使える施策があまりない。大企業ほど体力もないため、中小企業向けに作られた税制において更に対象の拡充をお願いしたい。
- ・ 業種柄、税金の中で固定資産税のウェイトが大きい。コロナが長期化する可能性がある中で、今後、1～2年で正常に回復するとも考えにくいいため、1年の納税猶予ではなく、減免も含めてさらに長期的な目線で施策を考えて頂きたい。
- ・ このような厳しい時だからこそ、企業における雇用維持や新規雇用に対して、一定の評価をした減税措置や補助金措置があると良い。
- ・ もう少し適用対象として入口の広い様々な支援策があると良い。
- ・ まずは、企業におけるキャッシュアウトを極力防ぐよう時限的に法人税を下げる等が一番効果のある施策ではないかと感じている。
- ・ コロナショックを契機として、どれだけ人を遣わずにビジネスができるかという話になりがちであるが、失業者に対する財政負担を考えると、雇用を維持・確保していくためにも、人件費の損金率の引き上げという施策も重要である。
- ・ 苦しい企業に対しては、「雇用維持・確保」を重要なポイントにして業界再編・

M&A を促進するような税制整備を行うことで企業を救うことができる。

今は、コロナの影響により、買う側の企業が少なく、M&A で買う側の企業メリットを充実すること（例えば、時限的に特別な欠損金の取扱いなど）で M&A を加速させ、本当に苦しい企業を救うことができるのではないだろうか。（その際、雇用維持などを条件にするなど一定の制約は必要）

- ・ 今回のコロナショックでは、黒字企業が減ることが想定されるので、税額控除を増額するよりも時限的に繰戻還付や欠損金の取扱期間を延ばす方向の施策に重点を置くべきである。

（２）研究開発税制

研究開発税制についてのアンケート調査では、研究開発分野について、サービス、製品生産プロセス、新業務プロセス、業務のA I 化に関する研究開発を行っている回答した企業が上位多数を占め、新しいビジネスチャンスを考える上で、適用範囲の拡充や要件緩和に加え、手続きや仕組みの簡素化を求める意見が多かった。

また、聞き取り調査では、制度の最大利用に向けた使い勝手の向上、産学連携による制度利用時の手続きの簡素化や、コロナショックの影響により研究開発が委縮しないような時限的な優遇措置の拡充を求める意見が多かった。

- ・ 現状制度では、前３年対比で伸ばさなければ恩恵内容が、企業のモチベーションを維持しにくい制度設計になっている。コロナで厳しい状況だからこそ、研究開発におけるモチベーション維持の観点から内容の拡充をお願いしたい。
- ・ 今のコロナ禍では、赤字でも本税制を使えるようにすることが重要である。については、繰越制度を時限的に復活させるべき。
- ・ 事務手続きや制度が簡素化すれば、中小企業等が入ってきやすくなるのは間違いない。中小企業などは経理担当が、１、２人しかいないケースが多く、日々の業務に追われ、税制活用にまで、目がいかないのが実情。
- ・ 一昔前の制度のように、控除率が変化することなく、一定水準で固定化されると企業としてはわかりやすくて良い。
- ・ 総額型について、上限額が低下しており、頭打ちになっている。過去から継続利用している企業にとっては恩恵が少なくなっている。上限額の引き上げをお願いしたい。
- ・ ソフトウェア開発などを行っているが、適用範囲の線引きが難しい。
- ・ 民間同士の共同研究が進まない理由としては、権利関係で複雑になることがネックとなり推進できていない。
- ・ 大学と企業との共同研究の際、本税制についての内容理解に温度差があるため、

特にガイドラインについて、もう少し噛み砕いたわかりやすい内容をつけてもら
うと、特に慣れていない企業もより分かり易くなるのではないかと感じる。

- ・ オープン型の場合、手続きが煩雑である。契約確認要件が多く、研究機関ごとに確認が必要になるなど情報収集に苦慮している。大学によっては、オープン型の研究開発税制について処理の煩雑さを理由に対応していないところもある。
- ・ 現在のオープン型の制度では、金額の多寡にかかわらず、全て同じ手続きが必要になっている。実際には、各機関に確認を入れなくても、費用計上をした段階で詳細がわかるため、費用計上のみで申請ができると良い。
また、確認報告書に印鑑欄があるなど、紙ベースでのやり取りが多く、データでの対応（電子化）を推進して欲しい。
- ・ オープン型の契約書における研究開発費目について、選別がイマイチわからない。
- ・ オープン型の研究開発税制は多くが直接経費のみを対象にしているため、ほとんどがコストのみになってしまう。研究開発に伴う、常勤講師へのインセンティブとしての使い方が認められると更に良いと思う。
- ・ 企業が大学のスペースを借りて研究する場合の場所代についても直接費として認められるとありがたい。

（３）国際課税制度

国際課税制度についてのアンケート調査および聞き取り調査では、専門性が非常に高いことや、用意する資料が多岐にわたること、加えて、わが国だけでなく諸外国の税制改正の影響も受けること等から、企業の負担は非常に大きく、対応に苦慮しているという意見がほとんどであった。

【外国子会社合算税制（CFC 税制）について】

- ・ 特定外国子会社等に該当するかどうかの判定基準である租税負担割合（20%未満）の引き下げをお願いしたい。作業負担が高く、もう少し緩和をお願いしたい。
- ・ 事業の再編で一時ペーパーカンパニーが発生することがある。その場合でも、対応が必要となるため、従来から経済活動基準を満たしていた企業を対象から外すなどの柔軟な判断をお願いしたい。
- ・ 適用の有無を判定する子会社数が格段に増加したことにより事務工数が大幅に増え、負担となっている。
- ・ 要件とされている適用日においては、外国関係法人の決算確定や税務申告が完了していないケースが多く、税務負担割合や合算所得の計算に苦慮している。

【外国税額控除制度】

- ・ 税額控除の金額枠ではなく、控除額そのものについて控除が出来るが良い。
現在は特別控除額も差引かれた金額への控除額算出となるため、控除限度金額が小さくなっている。控除限度額は、A（全世界所得に対する法人税額）にB（国外所得/全世界所得）の比率を掛け算して算出するが、Aは研究開発税制の適用などで少なくなった金額なので、控除限度額が少なく計算されてしまう。枠は3年を超えると繰り越されないので、捨ててきた枠がかなりある。
- ・ 納税証明書については、国によってフォーマットが異なる。収集にかかる工数も多く、各国統一のフォーマットをお願いしたい。また、紙ベースのものが多く電子化推進もあわせてお願いしたい。

【移転価格税制】

- ・ 執行の柔軟化をお願いしたい。協議開始後、合意までに多くの時間が必要となる。
中国などは過去10年までの遡りが可能であり、協議決着後も遡りの課税対応が非常に困難。地方税にも影響してしまうので、余計に大変。決着後の対応について、過去の年度をすべて修正するか、進行年分で一括修正するか、選択の余地が認められるといい。
- ・ B E P Sの文書化基準の見直しをお願いしたい。当社の場合、子会社全体のうち、20～30社ものローカルファイルを作成する必要がある。これは、ローカルファイルへの記載基準が取引額50億円以上となっているためであり、金額が少額すぎるため、基準金額の見直しをお願いしたい。
- ・ 二重課税の相互協議への参加を強化して欲しい。インドなど、二重課税についての相互協議への参加を呼びかけても、租税条約に記載していないことを理由に拒否されてしまう。（例：移転価格に関するものは租税条約に記されており受け入れられるが、寄付金課税に関するものは租税条約に記されていないので拒否されてしまう。二重課税の状態であれば全て相互協議としてほしい。ちなみに韓国とは二国間で二重課税の状態になれば相互協議に入れる。

【国際課税を巡る現地当局とのトラブルについて】

- ・ 国際的に調和のとれた税制度・公平性の確保に努めて頂きたい。
- ・ 相手国とのトラブルについて、国同士の調整や租税条約のネットワーク拡大等の対応を進めて頂きたい。
- ・ 日本とインドの租税条約問題。インドのみが技術役務提供料について源泉課税される。他の国と同様に免除をお願いしたい。
- ・ 海外での協議に時間が掛りすぎている。租税条約上に期限の設定がないのが理由

であり、期限の設定が望まれる。第三国の仲裁機関を立てる手もあるかもしれない。また、時間の経過とともにかなり高いペナルティの利息が加算されてくるので、(当方に有利に)決着しても、結果としてあまりメリットがないケースもある。

(4) 国土強靱化税制

国土強靱化税制についてのアンケート調査および聞き取り調査では、特に既存の防災・減災対策に資する税制の認知度について、全ての制度において「知らない」が「知っている」を上回り、活用状況についても、「活用したことがある」と回答した企業は特定業種を中心にほんの僅かであった。

自然災害が激甚化している昨今で、企業の防災・減災投資に対する意識が高まっていることから、特に近年被害が増している風水害対策に資する支援を求める意見が多く聞かれた。

- ・ 構内の建物は人口密度を1つの基準としてハード面の防災対策を順次行っている。したがって人口密度の低い倉庫などの防災対策が遅れている。
- ・ 補助金等については、大企業より資金面が乏しく、対策がより困難な中小企業への対応が求められる。サプライチェーンの観点からも中小企業の防災減災向けの施策を期待する。
- ・ 多発する暴風・大雨を異常気象と位置付けるのではなく、いつでも起こり得るものと想定して、河川氾濫に備えた対策（ダム、堤防の嵩上げ、地下人工河川）に国をあげて早急に取り組む必要があると考える。
- ・ 水害対策について、国が推奨するような具体的な対策事例をケースに応じて紹介して欲しい。
- ・ 対策費用が年々大きくなり、できる範囲も限られるため、高台に用地を造成し、まとまって移転する等の公的支援を行う必要があるのではないかと感じている。

以 上